

河川の自由使用に係る安全対策に関する検討会（第11回）

議事要旨

1. 河川の自由使用等に係る安全対策に関する提言（案）について

- 自然状態のままの水面、溪流であっても、国家賠償法上責任が国に発生する余地はある。自己責任に委ねているから責任は発生しないということではない。
- 自然状態のままの区域であっても、現実に利用がなされていて、危険を予見した場合には、河川管理者も適切な措置を講ずる義務を負っているものと認識すべきである。
- ただし、リスクマネジメントの面で、河川管理施設等の分類に応じた措置や実際にとる措置（立入禁止ロープ、ハード面での防護措置など）にはいろいろな段階がある。
- 河川管理者は、国民の河川利用の機会の増大やニーズの拡大を踏まえ、国民の利用を意識した管理を行い、安全な河川空間を提供する役割を担っているものという自らの意識を啓発すべきである。
- 国は、河川を利用させるのならば安全なものを提供しなければならないというのが基本的な考え方ではないか。その中で、異常な行動についてまで、予見すべきという責任を負わせることまではできないという個別の判断はありうる。
- 原則論として、自由使用は自己責任であるという考え方を根底に置くことには、疑問がある。
- ただし、河川利用者にも、河川には危険が存することを認識し、自己責任であるという意識をもって行動してもらうことが効果的な事故の予防という観点からは必要である。
- 判例上要求される責任はあるとしても、全てこれに対応したら、かえって河川利用を阻害することになってしまう問題点もある。

2. 河川における安全対策に係るリスクマネジメントの例について

- リスクマネジメントの例については、まず河川事務所で試行し、具体的な事例を入れ、現場の声を聞きながら作り上げていくべきである。
- リスク対応のうち、「移転」については、保険のほかに、自治体に公園として管理を任せることによって、役割分担することもできるのではないか。

以上